

等閑通信

2008夏
6号

群雄堂書店 日本史部

〒三三六-0021

神奈川県横浜市金沢区泥亀2-5-1-625 野村朋弘方

「えエ、男と女が惚れあつて、大変にこの、気分のいいというものゝ、ねえ？」と始まる志ん朝の「三枚起請」（ソニーレコード）「志ん朝復活―色は匂へど散りぬるを い―に所収）。年季があけたら夫婦になるう、という女郎の起請文が町内で三枚も出てきて、あざむかれた男たちが制裁行動に出る一席。起請文とは簡単に言えば固い約束。それを神様に誓う文書のこと、こうした好いた相手の心変わりが気になる、色恋沙汰の起請文というのは落語だけではなく、時代が違えどもよつたようです。

一例を挙げると次の『吾妻鏡』。建久二年（一一九二）九月廿五日条にある一文。

甲午、幕府官女（号姫前）今夜始渡于江間殿御亭、是比企藤内朝宗息女、当時権威無双之女房也、殊相叶御意、又容颜太美麗云々、而江間殿、此一兩年、以耽色之志、頗雖被消息、敢無容用之处、將軍家被聞食之、不可致離別之旨、取起請文、可行向之由、被仰件女房之間、乞取其状之後、定嫁娶之儀云々、

幕府に仕えていた比企朝宗の娘に江間殿（北条義時）が恋をして、それを將軍（源頼朝）が聞き及び決して離婚しないと神に誓わせて嫁取りをさせたという。好いた惚れたと話を聞けば、どんなに時代を隔てた人物

でも親近感が湧くというものです。それにいざというとき神様に誓うというのも、いまと大してかわりはないかも知れません。ただ、中世に於いて、神に誓うという重みは現代のそれよりも大きかったといえるでしょう。

私事ではありますが一時、公務員をしていたことがあり、辞令交付の際に「法令や上司の命令を遵守すること」を誓わされました。いわゆる宣誓書です。

この場合の宣誓の担保は「任用期間に誓った内容を守らないとクビ」と、自分のキャリアでしたが、中世では神様への誓いを担保としていました。それくらい神様への誓いは重いということです。こうした誓い、つまりは起請文ですが平安鎌倉期のもので八〇〇通くらい現存しています。『鎌倉時代研究資料集』の古文書学ノートでは、この起請文について、多くの頁を割くことなくさりとやり過ぎしました。今回の等閑通信では前著の改訂作業に際して、増補した起請文の部分を、どどんと載せてみたいと思います。

間違いが多々あるとは思いますが、それは無料ペーパー故のご愛敬ということ・・・

iv 起請文 きしやうもん

宣誓した内容を保証し、もし破った場合は神仏の罰を受ける旨の文言を附記した一種の宣誓書

文書名：起請文・罰文ばちもん・告文こつもん・神判・神血・誓紙（誓詞）など

起請文の構成要件：確言＋自己呪詛文言

書出文言：「敬白 起請文事」・「敬白

天判起請文事」（鎌倉期以降）

前書：遵守すべき制約を述べた部分（確言）

神文：神仏の勧請及び呪詛文言（罰文ともいう）

※牛玉宝印Ⅱ各社寺が発行した護符（後述）

文例1

「雑筆要集」（『続群書類従』十一下）

起請文（六十六）

敬白 起請文事、

右旨趣者、於某身彼事全以不過犯、若令申虚

言者、
日本大靈驗熊野権現、金峰、両国鎮守、日前
国懸、王城鎮守諸大明神、六十余州大小神等
之御罰、某身毛穴蒙者也、仍起請文如件、

年号月日

姓某判

※某の部分に名前が入る。

文例2

「源範頼起請文」（『鎌遺』六七九号）

敬立申

起請文事

右、為御代官度々向戰場畢、平朝敵尽愚忠

以降、全無忒、雖為御子孫将来、又以可存

貞節者也、且又無御疑叶御意之条、具見先

々蔽札、秘而畜箱底、而今更不誤而預此御

疑、不便次第也、所詮、云云当時云後代、不

可挿不忠、早以此趣、可誠置子孫者也、万

之一仁毛令違犯此文者、
上梵天帝釈、下界伊勢・春日・賀茂、別氏
神正八幡大菩薩等之神罰於可蒙源範頼身
也、仍謹慎以起請文如件、

建久四年八月 日 三河守源範頼

前書 ↓ 神文 ↓

本来、起請文は神に誓う文書なので文例1・2のように宛名を書かない。神前で焼き、その灰を神水に浮かべて飲む事もある。↓そうした起請文は残らない。

※しかし室町・戦国期から宛名が書かれるようになり、また取り交わした相手側に残されるようになって行く。

【起請文の源流】

①祭文：神を祭る文書。祈願成就の奉賽を約す。誓約を保証する手段として、神罰を受けてもかまわないと文言を付記した。

自身の行為の判定を神に委ねる↓天判てんぱん
天判を付した祭文↓天判祭文

②起請：事を発起してその実行を上位者に対して誓うこと。制式・制誡を作成する場合、仏神祖師の知見・証明を請う起請↓自己の強制力の強化
起請は置文などで、制式・制誡を破った者に対する呪詛（他人呪詛）の流れとなる。

手印ていん：起請を記した者が、掌に朱か墨を塗り文書の字面に捺したもの。起請の遵守に対する表白。

どちらも神を勸請し、その前で誓う。

【各種初見】

「草部行元起請文札」（保延三年（一一三七）七月二十九日。塩津港遺跡（滋賀県西浅井町塩津浜）で見つかった木簡）

紙に記された起請文：三春是行起請文（久安四年（一一四八）四月十五日。『百卷本東大寺文書』二一号文書／『平遺』二六四四号）

牛玉宝印に記された起請文

二月堂宝印：東大寺世親講衆連署起請文（文永三年（一二六六）十二月二十四日。『東大寺文書』）

那智瀧宝印：東大寺世親講衆連署起請文（文永三年（一二六六）十二月二十七日。『百卷本東大寺文書』六八号／『鎌遺』九六三〇号）

※巻末の表にある通り、現存する牛玉宝印に記された起請文は東大寺文書のものが多い。

【起請内容の種類】

確言的起請

内容にあることが、真実であることを確言するもの
確言的起請

ある事を行う、または行わないことを確約するもの

【起請文の系列】

a. 天判型起請文

「確言（誓約内容）」＋「神文・罰文」

文例1・2のような典型的な起請文

↓後に「牛玉宝印」が用いられるようになり、更には署名部分に（差出者の誠意を込めて）血判が据えられるようになる。

b. 勸請型起請文

「神文（神仏の勸請）」＋「確言」＋「罰文（呪詛文言）」

先に神おろし（勸請）をし、罰文と分離している起請文
大師勸請之起請文など。

「興円起請文」「鎌遺」二三九七〇号や「重家等連署起請文」「鎌遺」二六二一一二号など。

勸請型起請文の例

「重家等連署起請文」（『鎌遺』二六二—二二号）

敬白 立申天罰起請文事

奉始上梵天・帝釈・四大天王・磨王界五道冥官・当伽藍本願大師并鎮守八幡大菩薩・王城鎮守諸大明神・正八幡宮・賀茂下上・松尾・稻荷・祇園・北野・平野・大原野・住吉・春日、殊熊野三所権現・日吉山王七社王子眷属、惣大日本国中六十余州大小神祇冥道等敬白言、

右、件起請文者、重家引成仏之田、自学衆御方依蒙御不審候、傍輩等就款申之、被聞是非、預御免上者、而後重家并傍輩等、更々奉向于供僧学衆御方、不可有不忠之儀候、將又彼重家自今後、現不忠者、傍輩等一切不可拘申者也、此条々、若雖一事、令違犯候者、奉勸請上件本願大仏及大日本元中六十余州大小神祇冥道等、乃御罰於、云重家之身、云傍輩之身仁厚深可罷蒙候、仍為後日、起請文之状如件、

文保元年五月廿四日

重家（花押）
友重（花押）
円勝（花押）
円朝（花押）

大師勸請起請文とは

①比叡山に関する諸仏・諸神と南岳・天台両大師から伝教大師、慈覚大師を勸請した文言が文書の最初に記される。

②勸請した文言を書いた部分には「その罰を蒙る」旨の罰文はなく、それに続く誓約内容の後に「前に勸請した仏神三宝の罰を蒙る」と簡略な罰文が書かれる。

③料紙は牛玉宝印を使わない。

大師勸請起請文に関する学説

佐藤弘夫：神文分析から見出される世界を「中世神仏のコスモロジー」と呼び、仏教的世界観に則った序列であることを指摘。「あの世の仏」⇨罰を与えない仏・「この世の神仏」⇨罰を下す神という構造があると主張。

千々和到：大師勸請起請文は比叡山のもの。中世の普遍的なものと捉えるには妥当ではないと指摘。

※「大師勸請起請文」は応仁元年（一四六七）の「江田武経起請文」で見られなくなり、勸請型起請文の発展系として豊臣家が使った「靈社上巻起請文」が登場する。

【裁判における起請文】

中世の裁判に於ける立証方法の一つとしても行われた
：参籠起請・落書起請・神水・湯起請・鉄火など
a. 参籠起請

起請文を書いて宣誓し、一定期間神社に参籠し、その間誓約を破るとみなされる特定の現象（「失」）が生じなければ誓約に虚偽なしとされる

参籠場所

京都：北野社

鎌倉：鶴岡八幡宮・荏柄天神

次の史料は「失」の規定したもの。それ以降の基準となった。

「起請文失条々定」(『鎌遺』四七八四)

起請文失条々

- 一、鼻血出事
- 一、書起請文後病事(但除本病者)
- 一、鴉烏尿懸事
- 一、為鼠被喰衣裳事
- 一、自身中令下血事(但除用揚杖時、并月水女及痔病者)
- 一、重輕服事
- 一、父子罪科出来事
- 一、飲食時咽事(以被打背程、可定失者)
- 一、乘用馬斃事
- 右、書起請文之間、七箇日中無其失者、今延七箇日、可令參籠社頭、若二七箇日猶無失者、就惣道理、可有御成敗之状、依仰所定如件、

文曆二年閏六月廿八日

右衛門大志清原季氏
左衛門少尉藤原行泰
圖書少允藤原清時

參籠起請の例1(鶴岡八幡宮)

『吾妻鏡』寛喜二年五月六日・十四日条

六日丁酉、小雨灑、武州未退出給、去夜盗人事、殊被驚憤之故也、於侍召集自去夜參候之輩被糺彈、其中恪勤一人、美女一人有疑殆兮、仍參籠于鶴岡八幡宮、可書進起請文之由、被仰含畢、十四日乙巳、晴、先日嫌疑恪勤美女、依有起請文之失、被糺明子細、追放御所中、件美女引級彼男令盗之条、令露顯云々、

參籠起請の例2(荏柄天神)

『吾妻鏡』寛元二年七月二十日・八月三日条

廿日戊辰、(中略)今日、落合藏人泰宗并市河女子藤原氏等(見西旧妻)、一七ヶ日參籠荏柄社壇、可書進起請之由、為对馬前司、河勾平右衛門尉等奉行、被仰付之、此上、平右近入道寂阿、鎌田三郎入道西仏寺等為御使、可加檢見之由云々、是市河掃部允高光法師(法名見西)、訴申藤原氏云、密通泰宗之由云々、氏女論申之間、及此儀云々、

八月大三日辛未、市河女子藤原氏事、於荏柄社不密通落合藏人泰宗之由、書起請文、令參籠之間、以御使者寂阿・西仏、被加檢見之処、七日七夜無其失之由、各申之、仍市河掃部助入道見西所訴申之信濃国船山内青沼村、伊勢国光吉名、甲斐国市河屋敷等者、可令氏女領掌之、至市河屋敷者、氏女一期之後、可賜見西子孫之由、今日被定之、氏女者見西旧妻也、令相嫁之始、若離別者、可知行件所所之旨、成契約之間、任契状可充賜之趣、有氏女訴訟之時、令密通泰宗之旨、見西申之、依難被聞之、及起請參籠等沙汰云々、

b. 落書起請：犯人不明の犯罪が発生した際、無記名投票で犯人を名指しする方法。雨落書・無名入文ともいう。

c. 神水：起請文を焼いた灰を水に混ぜて飲ませて、その後の体調の変化で「失」を判定する方法。

d. 湯起請：起請文を書き、熱湯の中の石を取り出させ、火傷の具合で判定する方法。犯罪や堺相論で行う。
※室町期に多く行なわれる。

e. 鉄火：起請文を書き、真赤に焼いた鉄棒を握らせて火傷の具合で判定する方法。湯起請と同じく犯罪や堺相論のとき行う。

※dとeは室町以降に多く見られる。

↓中世の起請文は、「失」を決めるには基準が曖昧。それは神仏への信仰心が「担保」となっていたから。

【牛玉宝印について】 寺社が発行した護符の一種

起請文では神文の部分を、牛玉宝印の裏に書く事がある。この行為を「宝印を翻す」と言う。

最も有名なのが、熊野三山（本宮・新宮・那智瀧）の牛玉宝印。他、東大寺（二月堂・三月堂・大仏殿・戒壇院）、手向山八幡宮、東寺（御影堂・救王護国寺）、石清水八幡宮、北野社、金峰山、多賀大社など多くの

寺社が発行している。

参照図版

- ・中村直勝『起請の心』
- ・相田二郎『起請文の料紙牛玉宝印について』
- ・『国史大辞典』起請文の図版特集
- ・町田市立博物館図録『牛玉宝印』
- ・國學院大學『國學院大學所蔵の牛玉宝印』

牛玉宝印の一例

（現在の碓氷峠の熊野神社のもの・個人蔵）



神文部分に牛玉宝印を用いる際、紙継は通常と逆に行う：起請継

通常の史料の紙継：右紙を上、左紙を下。
起請継：左紙（牛玉宝印）を上、右紙を下。

※後世、文書補修がなされた際に通常の紙継ぎに直される場合があるので注意。

【参考文献】

毎度のことですが、佐藤進一『新版 古文書学入門』（法政大学出版局 二〇〇三年）に一番お世話になりました。ただ、おおよそ入門書と呼ぶには相応しくありません。なので、起請文の概要を知るには「護符・起請文の調査と研究」（國學院大學二十一世紀COEプログラム『神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成 研究報告Ⅱ』二〇〇七年）にある千々和到「起請文とは何か 中世の起請文に見る神と仏」がお勧めです。あと、佐藤弘夫『起請文の精神史—中世世界の神と仏』（講談社 二〇〇六年）も分かりやすい。但し古文書学的な本ではありませんが。

その他、各論としては、千々和到の諸論「大師勸請起請文」（『中世の社会と史料』吉川弘文館 二〇〇五年）・「中世の誓約文書Ⅱ起請文の、二つの系列」（『國學院雑誌』一〇六編二号 二〇〇五年）・「靈社上巻起請文—秀吉晩年の諸大名起請文から琉球中山王起請文へ」（『国学院大学日本文化研究所紀要』八八号 二〇〇一年）・「中世民衆の意識と思想」（『一揆』4

東京大学出版会 一九八一年）、細貝眞理「室町時代の湯起請に関する一考察」（『神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成』研究報告Ⅱ 二〇〇七年）、黒川直則「東寺の起請文と牛玉宝印」（『資料館紀要』八号 京都府立総合資料館 一九八〇年）等が、今回のペーパーで参考にさせて頂きました。

【参考サイト】

「日本における護符文化の解明」

<http://www2.kokugakuin.ac.jp/sofu>

千々和先生を代表者とした研究グループのサイト。私も末端で働いております。

「紙本墨書生島足島神社文書」

<http://museum.unic.jp/ikushima/index.html>

長野県にある生島足島神社にある武田家の家臣団が書いた起請文群が見られます。サイトで起請文を見るには最適なところです。

【編集後記】

今年の夏は、予定していた合作が流れ、何も作る気力も無かったのですが、せっかく夏受かったんだしとペーパーを作ってしまった。あくまで『鎌倉時代研究資料集』の改訂増補の一部分ではありますが、何かのお役に立てれば幸いです。改訂増補本がいつになったら出るのかは不明なので、今後はこうやってペーパーで少しずつ出して行ければ良いかなあと思いますが、ではまた。

野村朋弘 拝

現存する牛玉宝印に記された起請文一覧(案)

和暦	西暦	文書名	宝印種類	典拠	原蔵	刊本
文永3年12月20日	1266	東大寺世親講衆進書起請文	二月堂	東大寺文書3-3-123	東大寺	
文永3年12月27日	1266	東大寺世親講衆進書起請文	那智港	百徳本東大寺文書69号	東大寺	鎌道9630
文永3年9月10日	1266	平定起請文	二月堂	京都大学所蔵東大寺文書	東大寺	鎌道9622
弘安4年9月10日	1281	平定起請文	二月堂	七ノ丸大学所蔵東大寺文書	東大寺	
弘安9年?	1286	東大寺衆徒等(?)起請文	二月堂	根津美術館所蔵文書	東大寺	鎌道16054
正応1年7月 日	1288	願良等進書起請文	二月堂	弘文社撰買文書	東大寺	鎌道16708
正応2年7月30日	1289	慶隆起請文	熊野	東大寺文書3-3-133	東大寺	鎌道17078
正応2年8月3日	1289	延徳起請文	熊野	狩野亨吉氏蒐集文書18	東大寺	鎌道17092
正応6年5月12日	1293	定春等進書起請文	二月堂	東大寺文書4-95	東大寺	鎌道18199
永仁2年7月19日	1294	尊榮等進書起請文	二月堂	山城松尾神社文書	東大寺	鎌道補1775
永仁2年10月16日	1294	伊弉黒田莊没官領所当請文案	八幡宮大仏殿	東大寺文書4-71	東大寺	鎌道18676
永仁5年1月16日	1297	東大寺衆徒衆議条々起請文	宝印	狩野亨吉氏蒐集文書	東大寺	
永仁5年8月4日	1297	播磨国大郡庄使起請文	二月堂	東大寺文書	東大寺	鎌道19425
正安1年6月25日	1299	貞文起請文	二月堂	東京大学蔵東大寺文書	東大寺	鎌道20145
正安1年7月 日	1299	播磨大郡庄下方百姓起請文	宝印	狩野亨吉氏蒐集文書18	東大寺	鎌道20181
正安2年11月19日	1300	大和櫻本郷民進書起請文	山王	東大寺文書	東大寺	鎌道20641
正安2年12月30日	1300	東大寺衆徒進書起請文	二月堂	水木直簡氏所蔵文書	東大寺	
正安4年5月15日	1302	東大寺衆徒進書起請文	二月堂	水木直簡氏所蔵文書	東大寺	
応長2年2月20日	1312	類氏起請文	二月堂	水木直簡氏所蔵文書	東大寺	
応長2年2月20日	1312	大法師明真起請文	二月堂	三浦周行氏所蔵文書	東大寺	
正和3年5月19日	1314	僧快春起請文	二月堂	東大寺文書	東大寺	
正和3年5月19日	1314	僧快春起請文	二月堂	東大寺文書	東大寺	
正和4年6月4日	1315	藤原政起請文	北野社	九条家文書	東大寺	鎌道25531
正和4年11月22日	1315	東大寺衆徒進書起請文	二月堂	狩野亨吉氏蒐集文書	東大寺	
文保1年6月22日	1317	玄然起請文	二月堂	根津美術館所蔵文書	東大寺	鎌道26243
文保2年9月30日	1318	專信起請文	二月堂	大和簡并寛聖文書	東大寺	鎌道26789
元応2年3月12日	1320	東大寺僧進書起請文	宝印	狩野亨吉氏蒐集文書18	東大寺	鎌道27406
元応2年4月23日	1320	某起請文	墨書「宝印」	中村直勝氏所蔵文書	東大寺	鎌道27463
元亨3年6月29日	1323	河上莊三斗米納所定賢起請文	二月堂	水木直簡氏所蔵文書	東大寺	
正中2年8月2日	1325	東大寺領大郡庄内檢使起請文	二月堂	東大寺文書	東大寺	鎌道29171
正中3年2月22日	1326	養門起請文	二月堂	東大寺文書4-69	東大寺	鎌道29361
正中3年4月27日	1326	尊守起請文	二月堂	市島謙吉文書	東大寺	鎌道29472
嘉暦1年6月9日	1326	東大寺秀門等進書起請文	二月堂	早稲田大学所蔵文書	東大寺	鎌道29520
嘉暦4年6月25日	1329	因幡千土師郷東方上村百姓等起請文	宝印	武本為訓所蔵文書	東大寺	鎌道30642
元徳2年4月19日	1330	寺僧懷徳等進書起請文	二月堂	根津嘉一郎氏所蔵文書	東大寺	
鎌倉中期		僧信盛等進書起請文断簡	二月堂	東大寺文書	東大寺	
鎌倉中期		僧慶壽等進書起請文断簡	二月堂	東大寺文書	東大寺	
鎌倉後期		東大寺僧等起請文	二月堂	東大寺文書	東大寺	
鎌倉後期		東大寺僧等進書起請文	妙音寺	東大寺文書	東大寺	
鎌倉後期		某起請文	二月堂	東大寺文書	東大寺	
鎌倉後期		某起請文	二月堂	東大寺文書	東大寺	
鎌倉後期		某起請文断簡	二月堂	東大寺文書	東大寺	
鎌倉後期		東大寺衆徒進書起請文	二月堂	根津嘉一郎氏所蔵文書	東大寺	
建武2年3月9日	1335	僧弁賢起請文	二月堂	東大寺文書	東大寺	兵庫県史料大部153
建武3年1月22日	1336	密相殿所領在所落書起請文	西福寺	東大寺文書	東大寺	
建武3年1月22日	1336	密相殿所領在所落書起請文	西福寺	東大寺文書	東大寺	
建武3年1月22日	1336	サノノ起請文	八幡宮	東大寺文書	東大寺	
建武3年1月22日	1336	密相殿所領在所落書起請文	観音講	東大寺文書	東大寺	
建武3年1月22日	1336	某起請文	南福寺	東大寺文書	東大寺	
延元1年5月 日	1336	大井莊百姓等進書起請文	白山権現	竹内元平氏所蔵文書	東大寺	
延元1年5月 日	1336	齋部莊百姓等進書起請文	白山権現	東大寺文書	東大寺	
建武4年7月2日	1337	東大寺衆徒等進書起請文	二月堂	東大寺文書	東大寺	
建武4年12月2日	1337	勝榮起請文	大仏殿	東大寺文書	東大寺	
建武4年12月5日	1337	千松せむ等進書起請文	熊野	東大寺文書	東大寺	
建武4年12月5日	1337	イヤ王入道等進書起請文	長谷寺	東大寺文書	東大寺	
暦応2年3月4日	1339	東大寺衆議記録并追加	二月堂	東大寺文書	東大寺	
暦応3年10月6日	1340	某起請文	二月堂	三浦周行氏所蔵文書	東大寺	
暦応3年10月29日	1340	娘城殺害等事落書起請文	地蔵堂	東大寺文書	東大寺	
暦応3年10月29日	1340	娘城殺害事落書起請文	戒壇院	東大寺文書	東大寺	
暦応3年10月29日	1340	娘城殺害事落書起請文	福成院	東大寺文書	東大寺	
暦応3年10月29日	1340	道判人殺害事落書起請文	地蔵講	東大寺文書	東大寺	
暦応3年10月29日	1340	女殺害并物刺事落書起請文	地蔵堂	東大寺文書	東大寺	
暦応3年210月29日	1340	落書起請文	金釜山	東大寺文書	東大寺	
暦応3年210月29日	1340	落書起請文	鹿沙間講	東大寺文書	東大寺	
暦応3年10月30日	1340	落書起請文	大仏殿	東大寺文書	東大寺	
暦応3年10月30日	1340	女殺害事落書起請文	阿弥陀寺	東大寺文書	東大寺	
暦応3年12月11日	1340	質屋失物事落書起請文	八幡宮	東大寺文書	東大寺	
暦応3年12月12日	1340	質屋失物事落書起請文	南福寺	東大寺文書	東大寺	
暦応4年5月24日	1341	雑井權取乙玉丸起請文	二月堂	東大寺文書	東大寺	
貞和2年5月19日	1346	龜松殺害事落書起請文	阿弥陀堂	東大寺文書	東大寺	
貞和2年5月19日	1346	龜松殺害事落書起請文	妙音寺	東大寺文書	東大寺	
貞和2年5月19日	1346	龜松殺害事落書起請文	地蔵講	東大寺文書	東大寺	
貞和2年5月19日	1346	龜松殺害事落書起請文	地蔵講	東大寺文書	東大寺	
貞和2年5月19日	1346	龜松殺害事落書起請文	金釜山	東大寺文書	東大寺	
貞和2年5月19日	1346	龜松殺害事落書起請文	妙音寺	東大寺文書	東大寺	
貞和2年5月19日	1346	龜松殺害事落書起請文	金釜山	東大寺文書	東大寺	
貞和4年6月29日	1348	疑有起請文	二月堂	水木直簡氏所蔵文書	東大寺	
貞和4年9月30日	1348	快壽等進書起請文	二月堂	水木直簡氏所蔵文書	東大寺	
貞和5年9月16日	1349	東大寺衆徒進書起請文	二月堂	根津嘉一郎氏所蔵文書	東大寺	
観応1年9月2日	1350	某起請文	二月堂	水木直簡氏所蔵文書	東大寺	
観応2年8月2日	1351	東大寺大郡庄起請文	二月堂	京都帝国大学所蔵文書	東大寺	
文和2年11月14日	1353	藤原庄百姓等進書年貢請文	西玉堂	西大寺書	西大寺	
延文1年9月日	1356	雑堂殺害起請文	熊野	大東文書	大東家	春日大社6-大東100
応安1年12月8日	1368	吉井丸等進書起請文	宝印	西大寺文書	西大寺	
永和3年4月9日	1377	某起請文	法隆寺吉祥御願	水木直簡氏所蔵文書	東大寺?	
南北朝期		某進書起請文	宝印	西大寺文書	西大寺	

*採録したのは、牛玉宝印が使用された初見から、南北朝合一の明徳3年(1392)まで、データの抽出には東京大学史料編纂所の古文書目録DBを利用した。現状での確認は写真帳・影写本が主なので、判別不明な物は「宝印」と記しています。また収集途中なので増える可能性は大です。もし抜けをございましたらご一報下さい。